

## 今後の環境影響評価制度の在り方についての主な意見と論点 その1

## 1. 対象事業

国と地方の役割分担について

法的関与要件について

補助金事業の交付金化への対応について

将来的に実施が見込まれる事業種への対応について

条例等による環境影響評価が実施されている事業種への対応について

その他の課題

## (総合研究会における主な意見)

国と地方の役割分担について(報告書22ページ~23ページ)

法の対象事業のあり方について、第二種事業の規模要件の引き下げや許認可要件を外すこと等により、対象事業の種類及び規模について範囲の拡大を図るべきという意見があった。

一方で、国の関与は少なくし、地方の独自性を活かすことも必要ではないかという意見や、法の対象範囲を拡大した場合、従来環境影響評価条例に基づき環境影響評価手続を実施していた事業を法対象事業に引き上げることとなり、法と条例の関係から適切かどうかという意見があった。

法対象事業の範囲の検討に当たっては、行政全体の動きとして地方分権の流れがあり、法と条例が一体となって幅広い事業を対象にしていること等を踏まえ、慎重に対応していくことが求められる。

法的関与要件について(報告書23ページ~24ページ)

法的関与要件については、国の許認可を対象事業の要件から外し、環境負荷の大小で対象事業を決めるべきという対象範囲の拡大の必要性に関する意見があった。

一方で、法的関与要件により環境保全上の配慮の確保について一定の強制力を担保する仕組みは、環境影響評価法の制度の根幹で

あり、一定の妥当性があるという意見が見られた。

また、国の法的関与要件のない事業は条例において対象とされている場合が多く、国と地方の役割分担の観点からも、国の法的関与要件のない事業で法対象にすべき具体的な事業があるかという実態面での要請が乏しい段階にある点についても留意すべき、といった意見があった。

補助金事業の交付金化への対応について（報告書 24 ページ）

法施行後の状況の変化として、地方の裁量を高めるために補助金を交付金化する取組が進められている。現行法では、法的関与要件の一つとして「国の補助金等の交付の対象となる事業」が規定されているが、交付金は当該要件の範囲に含まれていない。

地方の独自性の発揮を目的とする交付金事業を環境影響評価法の対象とすることは、地方分権との関係に留意が必要という意見がある一方で、法対象事業に係る事業種・規模相当に該当する場合であっても、交付金化した事業については現行法の規定では法対象事業とならないことから、補助金事業の交付金化に伴う必要な措置を行うべきという意見があった。

補助金事業の交付金化等の状況を踏まえ、法的関与要件の内容について検討を行う必要がある。

将来的に実施が見込まれる事業種への対応について（報告書 24 ページ～25 ページ）

将来的に実施が見込まれる規模の大きな事業としては、放射性廃棄物処分場の建設事業が想定される。また、二酸化炭素の回収・貯留（CCS）については国内での実証試験実施に向けた検討が開始されるなどの状況が見られる。これらについては、何らかの形で法対象とするべきではないかという意見があった。

一方で、これらの事業は実証試験や技術開発の段階であり、評価手法等に係る知見が不十分であること等から、対象事業に加える検討をしていくのは時期尚早という意見があった。

将来的に実施が見込まれる事業種で現行法の対象になっていないものについては、事業の特性や実施可能性、社会的要請等について知見を収集・分析した上で、個別に対応を検討していく必要がある。

条例等による環境影響評価が実施されている事業種への対応について（報告書 25 ページ～ 26 ページ）

既に条例等による環境影響評価が実施されている事業種の中では、風力発電施設に関する環境影響評価の取扱いについての意見が多く見られた。

風力発電施設の設置については、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が「風力発電のための環境影響評価マニュアル」を作成している他、条例や要綱等に基づく環境影響評価を義務付ける地方公共団体が拡大している。

風力発電施設設置の環境影響評価については、法による取組に比べて情報公開や客観性の確保が不十分であり、少なくとも補助金の交付申請時において環境影響評価の結果をしっかりと反映させることが必要であるという意見や、法の対象として検討するべきという意見があった。

一方で、NEDOのマニュアルで環境影響評価を実施している仕組みがある点に考慮する必要があるとの意見や、従来どおりの地方条例の対応で十分との意見が見られた。また、NEDOのマニュアルや条例の運用実態に問題が出ているのであれば、適切な環境影響評価の実施が担保されるような措置が必要ではないかという意見があった。

現在、条例等により環境影響評価が行われている事業種については、実施状況等を把握し、必要に応じて適切な対応を検討することが必要である。また、その際には、国と地方の役割分担の観点にも留意し、地方公共団体において今以上の対応が困難か否かという点も含め検討する必要がある。

その他の課題（報告書 26 ページ～ 27 ページ）

対象事業の範囲を拡大した上で、環境影響評価を不要とする事業、簡易アセスメントを実施する事業、環境影響評価を実施する事業に類型化する等、簡易アセスメントを導入するべきではないかという指摘があった。

一方で、我が国では環境影響評価条例等により、各地域の状況に応じて法対象事業以外の事業種や規模の小さな事業を対象に詳細な環境影響評価を既に実施している状況にあり、簡易アセスメントの導入については、現行の第一種事業・第二種事業をなくす等の大きな制度変更を要することや、条例との関係に留意する必要があることから慎重な検討が必要であるとの意見があった。

## 2. スコーピング

方法書段階の説明の充実について  
スコーピングに関する手続の強化について

(総合研究会における主な意見)

方法書段階の説明の充実について(報告書27ページ~29ページ)

現行法では説明会の開催は準備書段階のみの義務づけとなっていることに関して、方法書の分量が多く内容も専門的であることや、公共事業におけるP I等の取組の進展といった状況を踏まえ、方法書段階での説明会を義務化すべきとの意見が多く見られた。

一方、住民が説明会で事業者の説明を求める内容は、調査方法ではなく、調査の結果であるため、調査前の方法書段階で説明会を行うことは、住民側が求める情報と事業者側で提供できる情報にミスマッチを起こし、逆に相互不信を招く恐れがあるとの意見や、事業内容が明らかになっていない方法書段階で説明会を行うことには事業者に負担感があるとの意見等があった。

また、構想段階で住民等とのコミュニケーションといった所要の取組を実施している事業にまで一律に方法書段階での説明会を求める必要はないことから、構想段階における取組と関連づけて検討すべきとの意見があった。

法施行後の状況の変化や方法書段階での説明会に係るこうした意見・指摘を踏まえ、方法書段階の説明の充実に向けた検討を行う必要がある。

スコーピングに関する手続の強化について(報告書29ページ)

現行法では、方法書手続前又は方法書手続と並行して事業実施予定地等の調査を行うことについて制限は設けられていない。この点に関して、事業者が方法書手続に先立って環境を改変するおそれのある調査を禁止すべきとの指摘があった。

一方、方法書の作成に当たって一定の事前調査が必要な事案もあると考えられるとの意見や、環境省のS E A導入ガイドラインでも構想段階において必要があれば現地調査を実施することが想定されていることに配慮し、一律禁止はすべきではないという意見等があった。

この他、方法書の記載内容が不十分な場合には、方法書を差し戻すことのできる仕組みとすべきとの意見があったが、方法書は熟度の低い段階で作成されることが想定されており、事業内容の記載が不十分であることを理由とした差し戻しといった強制力の強い措置を課することは、事業者にとっては計画内容が柔軟な段階から手続を行うインセンティブをそぐことになるのではないかとの意見が見られた。

### 3. 国の関与

現状では環境大臣関与のない事業の取扱いについて  
方法書段階での環境大臣の関与について

#### (総合研究会における主な意見)

現状では環境大臣関与のない事業の取扱いについて(報告書29ページ~30ページ、51ページ)

法の対象事業の中には、公有水面埋立事業のように、地方分権の推進等により事業自体に対する国の許認可がなくなったため、環境影響評価手続の中で国の関与がなくなったケースが見られる。地方公共団体に対するアンケートやヒアリングでは、このようなケースに関して環境大臣の関与が必要とする意見があった。

総合研究会の議論においても、国と地方公共団体の二重行政の回避といった地方分権の観点から許認可手続が見直されるのは当然のことであるが、広域的な環境保全等の観点から、手続において環境大臣が関与する機会を設ける必要があるとの多くの指摘があった。

地方分権が進められている中で、都道府県意思決定に対して国の関与を単純に拡大することは適当ではないが、今後、地方公共団体の自主性にも留意しつつ、広域的な環境保全の見地から環境大臣が関与するあり方について検討する必要がある。

方法書段階での環境大臣の関与について(報告書30ページ~31ページ、51ページ)

環境大臣の関与について、環境影響評価の初期段階から監視・関与するため、方法書・評価書と二段階で環境大臣意見を提出できるようにすべきとの指摘が見られた。

この点について、現行法における各主体の役割分担(方法書・準備書の段階では地域の環境情報を補完する観点から地方公共団体等が、評価書の段階では環境保全に関する行政を総合的に推進する立場から環境大臣が意見を述べる。また、方法書段階での環境影響評価項目等の選定については、基本的事項及び主務省令において考え方の指針を示している。)を変更しなければならない特段の問題状況はないとの意見があった。

一方、環境影響評価の項目等の選定に当たって事業者が主務大臣に助言を求めることができるとする現行法上の規定を受けて、この段階で環境大臣にも助言を求めることができるようにする工夫ができるとの意見が見られた。